

施している資源循環型社会づくりに向けた環境配慮型の様々な取組を募集し、「千の葉エコプロジェクト」としてホームページで情報提供を行っています。

このプロジェクトは、資源循環に係る先進的な取組を紹介するとともに、各実施主体間の相互連携の推進を図ることを目的としています。プロジェクトの件数は24年度末で280件です。

イ 千葉県循環型社会形成推進功労者等表彰

資源循環型社会を構築するためには、一人ひとりが日常の生活や仕事を通じて、3Rの活動や廃棄物の適正処理に取り組むことが必要です。

県では、地域において資源回収に取り組む団体、産業廃棄物の処理や不法投棄の監視に従事する個人の方、積極的にリサイクルを実施している企業等に対して感謝状を授与し、

その功績に報いるとともに、「千葉県廃棄物適正処理推進大会」等を通じて、こうした取組を広く県民に公表することにより、3Rの推進と廃棄物の適正処理に関する県民意識の醸成を図っています。

図表 3-1-20 24年度の受賞者数

	知事感謝状	環境生活部長感謝状
一般廃棄物関係	個人 20 名	個人 75 名
産業廃棄物関係	個人 8 名	個人 22 名
3 R 活動関係	3 団体	8 団体

(4) 廃棄物処理計画

県では、23年3月に廃棄物に関する施策を積極的に展開するため、新たな施策や目標を定め27年度を目標年度とした第8次「千葉県廃棄物処理計画」を策定しました。

本計画は、資源循環型社会への更なる転換を図るため、3Rの推進と適正処理の推進を基本とするとともに前計画との施策の継続性に配慮しつつ、県民、民間団体、事業者、行政等の各主体がそれぞれの役割を円滑に果たせるよう

施策体系の見直しと新たな目標の設定を行っています。

3. 環境基本計画の進捗を表す指標の状況と評価

項目名	基準年度	現況	目標	
1人あたりの一般廃棄物（ごみ）の排出量	1,126g (17年度)	976g (23年度)	960g (27年度)	950g (30年度)
一般廃棄物（ごみ）の最終処分量	19万t (17年度)	15.5万t (23年度)	13万t (27年度)	10万t (30年度)
一般廃棄物（ごみ）の再資源化率	24.3% (17年度)	24.0% (23年度)	30% (27年度)	40% (30年度)
産業廃棄物の排出量	2,493万t (17年度)	2,204万t (23年度)	2,400万t (27年度)	2,300万t (30年度)
産業廃棄物の最終処分量	67万t (17年度)	41.9万t (23年度)	61万t (27年度)	57万t (30年度)
産業廃棄物の再資源化率	60.0% (17年度)	60.6% (23年度)	61% (27年度)	62% (30年度)

《評価》

一般廃棄物については、再資源化率が基準年度を下回っているが、全体的に見て順調に推移しており、産業廃棄物の排出量や最終処分量は既に目標を達成している。引き続き施策を着実に実施し、目標の達成を目指す。

23年度実績では、一般廃棄物については、一人当たりのごみの排出量はほぼ横ばい、最終処分量は22年度実績より若干増加、ごみの再資源化率は22年度実績より若干低下したものの、ほぼ横ばいで順調に推移しました。これは、ごみを減らし、ものを大切にするライフスタイルへの転換を目指した普及活動や、市町村による再資源化等の取組によりこれまで順調に推移してきましたが、今後ごみの排出量の更なる削減、分別の徹底による再資源化率の向上を目指し、目標達成に向け、引き続き全県的な普及啓発等を展開していきます。

また、産業廃棄物については、排出量及び最終処分量に係る27年度目標を達成しましたが、再資源化率については22年度実績より若干向上したもののほぼ横ばいで推移しました。特に、産業廃棄物は経済情勢の影響を強く受けるため、引き続き目標の達成を目指し、更なる廃棄物の発生抑制や再資源化の促進などに努めていきます。

第2節 廃棄物の適正処理の推進と 不法投棄の防止

1. 現況と課題

資源循環型社会を築くためには、3Rの推進が重要であることはもちろんのことですが、廃棄物の発生抑制や再資源化等に努めてもなお発生する廃棄物については、適正に処理されなければなりません。

一時期、本県には全国で不法投棄される産業廃棄物の約4割が集中しました。

このため、24時間での監視指導体制の整備(11年4月)、警察における環境犯罪課の設置(14年4月)、県独自の「千葉県廃棄物の処理の適正化等に関する条例」の制定等による規制の強化(14年3月)などを実施し、その結果、不法投棄量(23年度)はピーク時(11年度)の約20分の1に減少させることができました。

しかしながら、林地などには、建設廃材を始めとした産業廃棄物のゲリラ的な投棄があり、不要となった家電製品も多く捨てられています。

また、観光地や市街地の主要道路の交差点付近には、ごみが散乱しています。

このように、不法投棄などが依然として後を絶たないため、県民一人ひとりが廃棄物のルールとマナーをより一層遵守するとともに、引き続き県民及び関係団体、市町村と連携して、不法投棄の監視指導を強化していく必要があります。

廃棄物の不法投棄を未然に防止するためには、監視指導の強化だけでなく適正処理を推進することが重要です。

そのため、一般廃棄物に関しては市町村が、産業廃棄物に関しては処理の責任を担っている排出事業者と処理業者が、適正に廃棄物の処理を行うように徹底を図っていく必要があります。

また、廃棄物の適正処理を進めていくために、必要な廃棄物処理施設を確保することも不可欠です。

(1) 一般廃棄物

ア ごみ処理施設の状況

千葉県内の市町村・一部事務組合が設置しているごみ処理施設の24年3月末現在の稼働状況を見ると、焼却処理施設は45か所、処理能力8,418t/日、粗大ごみを中心に破碎や資源化などの処理を行う粗大ごみ処理施設は24か所、処理能力1,141t/日、粗大ごみ以外のごみ(びん・缶・ペットボトル等)の圧縮、梱包、選別処理を行う資源化等を行う施設は24か所、処理能力818t/日となっています。

図表 3-2-1 焼却処理施設の稼働状況

年度 区分	21		22		23	
	施設数	処理能力 (t/日)	施設数	処理能力 (t/日)	施設数	処理能力 (t/日)
市町村	33	6,626	32	6,606	32	6,606
一部事務組合	14	1,828	13	1,813	13	1,813
計	47	8,454	45	8,418	45	8,418

(注)休止施設を除く

(注)小数点以下1位を四捨五入しているため、計が合わない場合がある。

図表 3-2-2 粗大ごみ処理施設の稼働状況

年度 区分	21		22		23	
	施設数	処理能力 (t/日)	施設数	処理能力 (t/日)	施設数	処理能力 (t/日)
市町村	17	947	17	948	17	901
一部事務組合	7	240	7	240	7	240
計	24	1,187	24	1,188	24	1,141

(注)休止施設を除く

(注)小数点以下1位を四捨五入しているため、計が合わない場合がある。

図表 3-2-3 資源化等を行う施設の稼働状況

年度 区分	21		22		23	
	施設数	処理能力 (t/日)	施設数	処理能力 (t/日)	施設数	処理能力 (t/日)
市町村	18	733	18	732	20	748
一部事務組合	4	71	4	71	4	71
計	22	804	22	803	22	818

(注)休止施設を除く

(注)小数点以下1位を四捨五入しているため、計が合わない場合がある。

また、最終処分場は25か所、残余容量(埋立可能な量)約1,730千m³となっており、残余容量はここ数年横ばい状況にありますが、最終処分場用地の確保等が困難な状況にあることから、今後ごみの減量化・再資源化を推進し、最終処分に依存しない処理体制の強化が必要です。

図表 3-2-4 最終処分場の稼動状況

区分		年度		
		21	22	23
埋立実績施設	施設数	27	27	25
	埋立地面積(千㎡)	535	518	518
	全体容量(千㎡)	4,225	4,125	4,125
残余容量		1,887	1,800	1,730

(注)当該年度埋立実績のある施設について計上した。ただし残余容量は休止中のものも含める。

イ し尿処理施設の状況

千葉県内の市町村・一部事務組合が設置しているし尿処理施設の24年3月末現在の施設は32か所、処理能力3,815kL/日となっており、ここ数年ほぼ横ばい状況にあります。

図表 3-2-5 し尿処理施設の稼動状況

年度 区分	21		22		23	
	施設数	処理能力(kL/日)	施設数	処理能力(kL/日)	施設数	処理能力(kL/日)
市町村	21	2,448	21	2,459	21	2,429
一部事務組合	11	1,316	11	1,316	11	1,386
計	32	3,764	32	3,775	32	3,815

(注)休止施設を除く

(注)小数点以下1位を四捨五入しているため、計が合わない場合がある。

(2) 産業廃棄物

ア 不法投棄の状況

23年度の産業廃棄物に係る不法投棄の発生件数は151件で、22年度に比べ32件減少しましたが、発生量は8,380tで、22年度の5,830tから増加しました。(図表3-2-6)

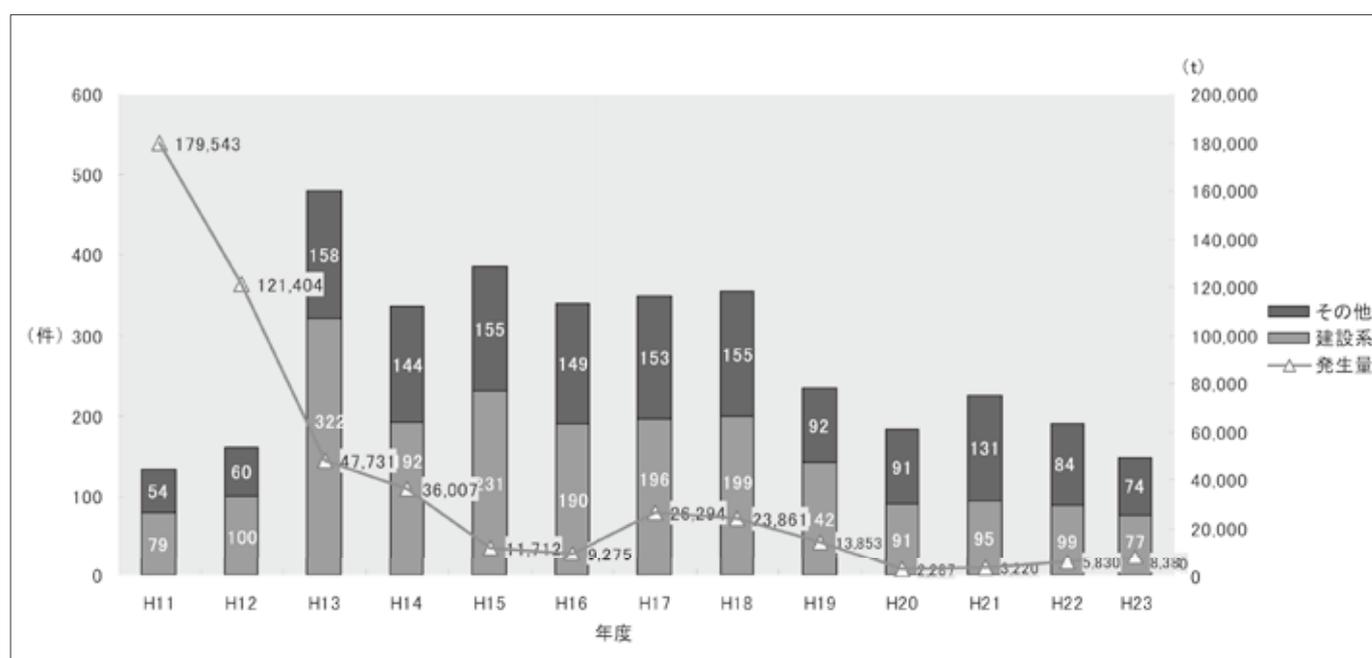
発生地域は、主要幹線道路周辺の休耕田、沢状地や林地に集中し、道路網の発達に伴い広域化する傾向も見られます。

不法投棄現場では、廃プラスチック類を主体としてがれき類、木くず等の建設系廃棄物が投棄されている場合が多く、その中でも再生利用が遅れている木くず、瓦くず等の不法投棄が多くなっています。

これらは他都県の間処理施設や積替保管施設などに集積されていたものが、県内に運び込まれ投棄されるケースが多いものと推定されます。

このような不法投棄は、法を無視する不法行為者の存在に加えて、土地所有者の安易な土地提供、排出事業者や工事発注者の管理不徹底なども原因となって引き起こされています。

図表 3-2-6 産業廃棄物の不法投棄の発生状況



イ 処理施設の設置状況

25年3月末現在の排出事業者が設置する廃棄物処理法第15条の設置施設数は中間処理123施設、最終処分8施設、また、産業廃棄物処理業者が設置する処理施設数は中間処理380施設、最終処分24施設です。(図表3-2-7)

図表3-2-7 廃棄物処理法第15条に基づく許可施設の設置状況 (25年3月末現在)

種別	種類内容	排出事業者	処理業者	合計
中間処理施設	汚泥の処理施設	62	44	106
	廃油の処理施設	14	34	48
	廃酸又は廃アルカリの処理施設	1	3	4
	廃プラスチック類の処理施設	8	87	95
	木くず等の処理施設	37	211	248
	その他の処理施設	1	1	2
	合計	123	380	503
最終処分場	安定型	2	17	19
	管理型	5	7	12
	遮断型	1	0	1
	合計	8	24	32

(注1) 千葉市、船橋市及び柏市内の施設を含む。
 (注2) 最終処分場は容量が0及び閉鎖した施設は除き、公共施設を含む。
 (注3) 施設数は、種類内容の区分に従ったのべ施設数

一方、法の許可を要さない小規模施設について、「千葉県廃棄物の処理の適正化等に関する条例」による許可制度を導入しており、25年3月末現在の許可施設数は、焼却施設57施設、破碎施設96施設、積替保管場42施設となっています。(図表3-2-8)

図表3-2-8 県条例に基づく許可施設の設置状況

(25年3月末現在)

種類	排出事業者	処理業者	合計
焼却施設	52	5	57
破碎施設	9	87	96
積替保管場	42	0	42
合計	103	92	195

(注) 廃棄物指導課調べ

ウ 産業廃棄物処理業者の現況

(ア) 許可の状況

産業廃棄物処理業者は、排出事業者からの委託を受け、産業廃棄物を適正に処理する役割を担っています。

産業廃棄物の処理を業として行うには、廃棄物処理法に基づく知事(千葉市内については千葉市長、船橋市内については船橋市長、柏市内については柏市長)の許可が必要で、取り扱う産業廃棄物の種類(通常の産業廃棄物と*特別管理産業廃棄物)及び業の内容(収集運搬業と処分業)により区分し許可されています。

25年3月末現在の許可業者数は7,636業者(実数・千葉市、船橋市及び柏市の業者を除く)で、前年度に比べ54業者増加しています。(図表3-2-9)

図表3-2-9 産業廃棄物処理業者に係る許可業者数

(25年3月末現在)

業区分		収集運搬業	処分業						合計	
年度	種類	収集運搬のみ	小計	中間処理	最終処分	収運+中間	収運+最終	中間+最終		収運+中間+最終
23	産廃	7,179	312	71	12	221	5	0	3	7,491
	特管	629	35	14	1	20	0	0	0	664
	計	7,264	318	74	13	223	5	0	3	7,582
24	産廃	7,240	305	67	9	221	5	0	3	7,545
	特管	660	35	16	1	18	0	0	0	695
	計	7,327	309	71	9	221	5	0	3	7,636

(注) 1. 廃棄物指導課調べによる。(千葉市長、船橋市長及び柏市長許可分を除く。
 2. 「産廃」とは通常の産業廃棄物を、「特管」とは特別管理産業廃棄物を取扱う業を示す。
 3. 「計」とは、許可業者の実数を示す。(許可区分により一部重複。)